

『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ 7 民法 I』訂正表
(初版第1～3刷用)

- 18 ページ 必修問題 選択肢エ 一行解説： (第3刷で修正)

成年被後見人は、日常生活に関するもの以外は法定代理人の同意が必要。
→ 「同意」を「代理」に修正。

- 40 ページ No. 7 解説 選択肢イ： (第3刷で修正)

誤 では、地・不知で善意・悪意を区別する), …
正 では、知・不知で善意・悪意を区別する), …

- 83 ページ No. 3 解説 選択肢C 一行解説： (第3刷で修正)

誤 不動産の譲受人が、賃貸人の地位を賃借人に主張するには登記が必要である。
正 抵当権設定登記による抵当権の対抗力は、設定時の従物にも生じる。

- 158 ページ No. 3 解説 選択肢5 一行解説： (第3刷で修正)

誤 取り消すべき法律行為で、法定代理人はいつでも追認することができる。
正 取り消すことができる法律行為で、法定代理人はいつでも追認が可能。

- 169 ページ No. 2 解説 選択肢ア 下から2行目： (第3刷で修正)

…また、Aは自分で開発せず、他の…
→ 「A」を「B」に修正。

- 170 ページ No. 2 解説 選択肢イ： (第2刷で修正・一行解説は第3刷で修正)

相手方が条件不成就とみなしうるのは、故意に条件を成就させた場合である。
→ 「を成就させた」を「成就を妨害した」に修正。

条件の成就が妨げられることを知りながら、あるいは妨げる目的で、あえて条件成就を妨害するのは悪質であるとして、法は、相手方は条件不成就とみなすことができるとしている(130条1項)。→必修問題選択肢5

ただ、過失の場合はそこまでの悪質性はないので、相手方は条件不成就とみなすことはできない。

※ 上記の「不」の字を削除

- 409 ページ No. 12 解説 選択肢4 全文： (第3刷で修正)

物上代位による賃料債権の差押え前におこなった相殺は抵当権者に対抗可。
判例は、「物上代位権の行使としての差押えのされる前においては、賃借人のする相殺は何ら制限されるものではない」とする(最判平13・3・13)。この時点においては、いまだ抵当権の効力は賃料債権に及んでいないので、なお相殺は可能な状況にあるからである。

● 197 ページ No. 7 解説 選択肢ウ 解説図の下・1～2行目：（第4刷で修正予定）

誤 代金債権の消滅時効期間は2年

正 代金債権の消滅時効は主観的起算点から5年、客観的起算点から10年

以上

株式会社 実務教育出版